

○関西学院大学特定プロジェクト研究センター客員研究員に関する運用内規

2004年10月4日

常務委員会決定

(目的)

第1条 この運用内規は、関西学院大学特定プロジェクト研究センター制度に関する規程（以下、「規程」という。）第9条第4項に基づき、研究センター客員研究員（以下、「客員研究員」という。）に関する細目を定める。

(定義)

第2条 客員研究員は、学外の諸機関に所属する研究者等で当該プロジェクト研究の遂行に必要な研究能力を有する者とする。

(申請)

第3条 研究センターに客員研究員を置くことを希望する場合、研究センター長は次の書類を学長に提出しなければならない。

- 1 プロジェクト研究センター客員研究員委嘱申請書
- 2 本人の所属機関長等の承諾書
- 3 履歴書及び業績書等

(委嘱期間)

第4条 客員研究員の委嘱期間は、当該研究センター研究員との共同研究が終了するまでの期間とする。

(待遇)

第5条 客員研究員は、研究上必要な本学の研究施設及び設備を利用することができる。

(主管事務)

第6条 この運用内規に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(運用内規の改廃)

第7条 この運用内規の改廃は、研究推進委員会で決定する。

附 則

- 1 この運用内規は、2004年（平成16年）7月26日から施行する。
- 2 この運用内規は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 3 この運用内規は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。